

詳しく知りたい方は…

全国共通ナビダイヤル ☎0570-20-0178

内閣官房ホームページ

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>



# をお知らせします



## 通知カードは転送されません

簡易書留は転送されないため、正しい住所に住民異動しておく必要があります。現在お住まいの場所に住所異動の届け出をすることを早めに検討してください。

学生などが、アパート・下宿・寮などに住んでいる場合も住民異動が必要です。



## やむを得ない理由により住所地で通知カードの送付を受けられない場合は9月25日(金)までに申請を

登録は  
お早めに

「通知カードの送付先に係る居所情報登録申請書」が提出され、その内容が認められた場合、本人に通知カードが届くように、現在住んでいる場所などを送付先として登録します。

### 居所情報登録期間と方法

9月25日(金) (必着) までに、住民票のある住所地の市区町村へ「通知カードの送付先に係る居所情報登録申請書」を持参または郵送

◆書類の不備などで期限までに居所情報登録ができなかった場合は、住民票の住所に送付されます。早めに手続きをしてください。

### 申請が必要な方

- ・東日本大震災による被災者で住所地以外の居所に避難している
  - ・ドメスティックバイオレンス、ストーカー行為、児童虐待またはこれらに準ずる行為などの被害者で住所地以外の居所に移動している
  - ・平成27年10月5日以降、医療機関・施設への長期入院・入所が見込まれ、かつ入院・入所中は住所地には誰も居住していない
  - ・その他のやむを得ない理由により住所地で通知カードの送付を受けることができない
- ◆本市に住民票のある方の窓口は、市役所1階市民課 (〒998-8540 [住所不要]、酒田市役所市民課居所情報登録担当宛)。
- ◆「通知カードの送付先に係る居所情報登録申請書」は市民課、各総合支所地域振興課にあるほか、市ホームページからもダウンロードできます。申請方法など詳しくは問い合わせてください。

## 今後のお知らせ

10月1日号広報では、顔写真入りの「個人番号カード」の作り方や使い方などについてお知らせします。

◆マイナンバー制度に便乗した不正な勧誘および個人情報の取得にご注意ください。



# 住民票の住所地に あなたのマイナンバー（個人番号）

●お問い合わせ／市民課住民係 ☎26-5723、市政策推進課政策推進係 ☎26-5704

10月5日から個人番号制度が施行され、国民一人一人に12桁の番号が割り振られます。この個人番号は10月～12月に「通知カード」でお知らせします。個人番号は、平成28年1月から、社会保障や税の手続きで利用が開始されます。



## 通知カードは簡易書留で届きます

通知カードは年齢を問わず一人一人に交付され、住民票の住所に世帯主宛での簡易書留で届きます。紙製のカードに氏名、住所、生年月日、性別、12桁の個人番号が記載されています。通知カードが届いたら、記載内容に誤りがないか一枚ずつ確認し、保管・管理してください。



(表)

### 通知カードの使い方

平成28年1月から、社会保障や税の手続きで、個人番号の記載や提出を求められたときに使います。また住所変更や戸籍届出により記載内容に変更が生じる場合は、届出書と一緒に提出してください。

### 書留で届く内容

#### ①通知カード（世帯人数分）

内容を確認して、保管・管理してください

#### ②個人番号カード交付申請書（世帯人数分）

顔写真付きの個人番号カードの発行を希望するときに使います

#### ③個人番号カード交付申請書の送付用封筒（1部）

②を記入して郵送申請するときに使います

#### ④案内文書（1部）



マイナンバー



(裏)

住所や氏名が変わる手続きをした際に、市役所窓口でここに新しい住所などを記載します

- 盗難で認められた者以外の者が個人番号をコピーすることは、法律で禁止されています。また記載事項を改ざんした者は、法に基づき罰せられます。
- この通知カードを所持された方は、お手数ですが、下記事項先までご連絡ください。
- (電話番号) 個人番号カードコールセンター ☎0570-783-578
- この通知カードは、個人番号カードの交付を受ける場合は、市町村に返納しなければなりません。

### マイナンバー制度実施の流れ

10月～12月

#### 住民票の住所に通知

住民票を有する方（住民票がある外国人を含む）に、12桁のマイナンバー（個人番号）が通知されます。

今はココ!!

平成28年1月

#### マイナンバーの利用開始

税の手続きや医療保険、雇用保険などの社会保障の手続きで、マイナンバーの利用が開始されます。申請者への個人番号カード交付が始まります。

平成29年1月

#### 個人ごとのポータルサイト（マイナポータル）の運用開始

マイナンバーを含む自分の情報をいつ、誰が、なぜ提供したか確認できます。行政機関からのお知らせも受け取れます。

平成29年7月

#### 地方公共団体なども含めた情報連携を開始

情報連携により事務が確実かつスムーズになり、国民の負担が軽減。暮らしがもっと便利になっていきます。

